## JFS-C認証プログラム文書(Ver.3.1/Ver.3.2)の付属書2(規定)における対比及び改定の概要(JFS-C規格における 審査員・審査立会評価員・テクニカルレビューアーの力量)

注記

赤文字部分:主な追記、修正箇所 等

			認証プログラム文書Ver.3.2  2. JFS-C規格の審査・評価における テクニカルスキルと知識  2.1 食品安全マネジメント (FSM) 要求			改定の概要
	カルレビューアーに要求される知識		FSM 8 食品偽装防止対策	・食品偽装を規制するやり方に関する法規則そして/あるいは業界規程 ・食品偽装リスクマネジメントの方法論 ・特定の国、区域、業界部門に適	用いられるリスクマネジメントプロセス の有効性と適用を評価する。 ・食品偽装防止手順の有効性、 周知、適用を評価する。	未記載項目の追加
FSM 13.3 外部委託管理		「FSM13.1購買管理、FSM13.2 サプライヤーの管理」による他、以 下の技能要求を付加: 以下を行う能力: パフォーマンスモニタリングテクニックを 応用する	外部委託管理	テム及び一般要求」の他、以下の 知識要求を付加: 以下の知識:	技能要求を付加: 以下を行う能力: ・供給者契約書を読み、その実行を確認する。 ・試験結果の適合性をレビューし、監査する。 ・契約製造業者の手順のギャップ、見落としを特定する。 ・契約製造業者をモニターするために実施されている手順の有効性を	誤記の修正
FSM 14 トレーサビリティ	以下の知識: 不適合製品、取引撤回、リコールに対する法的要求製品識別及びトレーサビリティ手順	効性、周知、適用を評価する トレーサビリティを究明するための原	FSM 14.2 トレーサビリティの検証	以下の知識: ・不適合製品、取引撤回、リコールに対する法的要求・製品識別及びトレーサビリティ手順	有効性、周知、適用を評価する。	項番追加に伴う修正
			FSM 15 製品の開発	<ul><li>・新製品、もしくは仕様及び製造工程等の変更に関する食品安全上の規制要求事項/あるいは業界規制</li><li>・顧客要求事項</li><li>・製品設計及び開発手順</li></ul>		未記載項目の追加
			FSM 18.2 製品表示 (B to B製品、仕掛品、 半製品)	「FSM 18.1製品表示(B to C製品)」に加えて以下の知識: ・取引先に対する必要な情報 ・BtoB取引にも適用される法規制	「FSM 18.1製品表示(B to C製品)」に加えて以下を行う能力: ・取引先への情報提供の内容、手順をレビューし、評価する。 ・BtoB取引にも適用される法規制に沿った管理の内容、手順をレビューし、評価する。	
			FSM 19.2 食品製造環境の モニタリング	HACCP知識要求に加えて以下の知識: ・微生物等の環境モニタリングプログラム作成の要領	HACCP技能要求に加えて 以下を行う能力: ・環境モニタリングプログラムの内容 及びその運用における有効性、適 切性を評価する。	未記載項目の追加
FSM 22 重大事故管理	あるいは取引のプロトコル	順の有効性、周知、適用を評価する	FSM 22.2 食品事故対応手順の検証		以下を行う能力: ・トレーサビリティ、撤去、リコール手順の有効性、周知、適用を評価する。 ・模擬あるいは実際の撤去及びリコールの記録をレビューし、分析する。 ・トレーサビリティ、撤去、リコール手順のギャップを特定する。	項番追加に伴う修正
FSM 23 製品のリリース				以下の知識: ・製品リリースに適用される法規制 ・所与の業界の製品リリース手順に 要求される目的、構成、内容 ・ある特定の業界分野における製 品安全に関連するサンプリング及び 試験手順	及び試験手順をレビューし、分析する。 ・製品リリース手順の適切性、適	項番追加に伴う修正

FSM 25 是正処置	メントと食品安全文化」に加え、以下の知識要求: 以下の知識: 食品安全マネジメントに適用される 是正処置の原則及び実施 是正、是正処置、予防処置の違い	用、モニタリングを支援するために必	是正処置	メントと食品安全文化」に加え、以下の知識要求: 以下の知識: ・食品安全マネジメントに適用される是正処置の原則及び実施	メントと食品安全文化」に加え、以下の技能要求: 以下を行う能力:	誤記の修正
			FSM 26 変更管理	以下の知識: ・変更によるリスクの洗い出し ・変更管理プロセスの構築 ・変更の評価及び判定	以下を行う能力: ・実施された変更によるリスクの洗い出しの結果を検証する。 ・構築された変更管理プロセスを評価する。 ・実施された変更の評価及び判定の結果を検証する。	項番追加に伴う追記
			FSM 27 従業員からの 改善提案の活用		メントと食品安全文化」に加え、以下の技能要求: ・従業員からの食品安全の改善に関する提案を適切に活用する仕組	未記載項目の追加
2.2 HACCP要求			2.2 HACCP要求			
職務	審査員・審査立会評価員・テクニ	審査員に要求される技能	職務	審査員・審査立会評価員・テクニ	審査員に要求される技能	改定案の趣旨・目的
危害要因分析·重要管理 点(HACCP)	CODEX委員会及び食品微生物 基準全米諮問委員会 (NACMCF)のHACCP原則及 び実行ステップ 国際食品規格委員会 (CODEX)委員会の食品衛生 の一般原則CAC/RCP 1-1969, Rev. 4 -2003			・CODEX委員会及び食品微生物 基準全米諮問委員会 (NACMCF)のHACCP原則及 び実行ステップ ・国際食品規格委員会 (CODEX)委員会の食品衛生 の一般原則CXC 1-1969, Rev. 2022		参照文書改版に伴う修正
<b>2.3 適正製造規範(GM</b> 職務		審査員に要求される技能	2.3 <b>適正製造規範(GM</b> 職務	P) 要求 審査員・審査立会評価員・テクニ	審査員に要求される技能	改定案の趣旨・目的
4887万	カルレビューアーに要求される知識	田旦貝に安小でれる大郎		カルレビューアーに要求される知識	「GMP 1 立地環境」に加え、以下	
			敷地管理	の知識要求:	の技能要求: ・敷地境界外の食品安全上のリス	
GMP 3 事業場の設計、施工、置 及び作業・品の動線			GMP 3 事業所の設計、施工、配 置及び作業・製品の動線			項目名の修正
GMP 4 物理的、化学的、生物的製品汚染リスクと隔離	以下の知識要求を付加: 以下の知識: 食品の製造、貯蔵施設の建築に ふさわしい材料の種類 食品施設での製造に用いられる材料の洗響 金属探知機、X線、ふるい、フィルター、転換弁を含めた汚染検出に 関連技術の校正要求 洗剤、級生期剤、水処理 化学連した技術 関連技術の政証 連大が直上、1 2 3 3 4 3 5 5 5 6 6 7 6 7 7 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	以下を行う能力: 食品製造施設、貯蔵施設の建設に関連する潜在的あるいは実際の食品安全汚染リスクを評価する建物の建造により製品汚染や交差汚染が発生しうる区域を特定する。 生産プロセスの設計、レイアウト、状態に関連する潜在的あるいは実際の食品安全汚染リスクを評価する製品汚染を防止するために実施されている手順の適用と有効性を評価する汚染を検知するために用いられている技術の適切性、適用、有効性を評価する既存の技術に対する校正手順の適用及び有効性を評価する清浄、水処理、害虫管理、その他	交差汚染(アレルゲンの交差接触を含む)と隔離	以下の知識: ・食品の製造、貯蔵施設の建築にふさわしい材料の種類 ・食品施設での製造に用いられる材料の洗剤及び殺菌剤の影響 ・金属探知機、X線、ふるい、フィルター、転換弁を含めた汚染検出に関連技術の校正要求洗剤、設理技術の校正要求洗剤、需虫処理化学薬品製造工場で使用されている化学物質の法の管理・所与の業界分野のアレルゲン及びそれらの管理・分別生産流通(IP)食品とその管理・所与の業界分野の生物学的危害要因及び管理方法に関する知識	設に関連する潜在的あるいは実際の食品安全汚染リスクを評価する。 ・建物の建造により製品汚染や交差汚染が発生しうる区域を特定する。 ・生産プロセスの設計、レイアウト、状態に関連する潜在的あるいは実際の食品安全汚染リスクを評価する。 ・製品汚染を防止するために実施されている手順の適用と有効性を評価する。 ・汚染を検知するために用いられている技術の適切性、適用、有効性を評価する。 ・既存の技術に対する校正手順の	項番構成変更に伴う見直し

			GMP 4.2		GMP 4に加え、以下の技能を要	項番構成変更に伴う見直し
			強化が必要な危害要因の管理	・国際食品規格委員会 (CODEX) 委員会の食品衛生 の一般原則CXC 1-1969, Rev. 2022の「13.1.3 Consideration of the effectiveness of GHPs」の知識	求: ・国際食品規格委員会 (CODEX)委員会の食品衛生 の一般原則CXC 1-1969, Rev. 2022の「13.1.3 Consideration of the effectiveness of GHPs」に準じ た対応が実施されていることを評価 する。	
GMP 6.1 従業員等の個人衛生基準	法的要求 ・食品病原菌の人への感染とリスク低減対策 ・アレルゲンタンパク質残留物の人への感染とリスク低減対策 ・伝染病の検知に関する医学的検査手順の適切性	順の適用、頻度、適切性、及び有効性を評価する。 ・製品汚染リスクを最小限にすることに関する輸送及び労働形態の有効性をレビューする。 ・環境及び製品試験結果を分析する。 ・個人衛生手順及び検証プロトコルのギャップを特定する。	GMP 6.2 従業員等の作業服 GMP 6.3 従業員等の健康管理 GMP 6.4	・食品取扱者の個人衛生に関する 法的要求 ・食品病原菌の人への感染とリスク 低減対策 ・アレルゲンタンパク質残留物の人 への感染とリスク低減対策 ・伝染病の検知に関する医学的検	順の適用、頻度、適切性、及び有効性を評価する。 ・製品汚染リスクを最小限にすることに関する輸送及び労働形態の有効性をレビューする。 ・環境及び製品試験結果を分析する。 ・個人衛生手順及び検証プロトコルのギャップを特定する。	未記載項目の追加
			GMP 9 手直し GMP 10 事業所の巡回・点検	4.2と同じ GMP 3、GMP 4.1、GMP 4.2、 GMP 5、GMP 6.1、GMP 6.2、 GMP 6.3、GMP 8、GMP 11、 GMP 12、GMP 13、GMP 16、	4.2と同じ GMP 3、GMP 4.1、GMP 4.2、 GMP 5、GMP 6.1、GMP 6.2、 GMP 6.3、GMP 8、GMP 11、	未記載項目の追加未記載項目の追加
GMP 11 空気および水の管理	要求 水処理に関する技術と方法 飲用水、非飲用水供給に関する 識別と貯水のやり方に関する業界 の規則 送水管の交差接続、逆流	蒸気及び/または氷の生産、個人衛生を取り扱う、及び/または管理するための方法の適用及び有効性を評価する 水の試験結果を解釈する飲用水の非飲用水からの分離を		・食品に接触する水の飲用可否、 処理、分離、取扱い、蒸気及び氷 の生産、個人衛生に関する法的 要求 ・水処理に関する技術と方法 ・飲用水、非飲用水供給に関する 識別と貯水のやり方に関する業界 の規則 ・送水管の交差接続、逆流防止 弁、経年と状態に関連するリスク ・食品に接触する空気(圧縮空 気を含む)、二酸化炭素、窒素 及び他のガス類に関する法的要求	蒸気及び/または氷の生産、個人衛生を取り扱う、及び/または管理するための方法の適用及び有効性を評価する。 ・水の試験結果を解釈する。 ・飲用水の非飲用水からの分離を特定し、評価する。 ・水の品質管理プログラムのギャップを特定する。 ・食品に接触する空気(圧縮空気を含む)、二酸化炭素、窒素及び他のガス類を管理するための方法の適切性及び有効性を評価	要求される知識、技能の追加
			GMP 14 購入品の受け入れ	FSM13.2に加え、以下の知識を	FSM 10、FSM 13.1及び FSM13.2に加え、以下の技能を 要求:	未記載項目の追加
			GMP 16 保管	品、手直し品及び最終製品)を、 安全かつ衛生的に保管するために 必要な保管施設の設計及び構築	安全かつ衛生的に保管するために	未記載項目の追加

※尚、文書全体に渡り、「および」の表記を「及び」に統一した。